平成２３年（フ）第１４０号
滋賀県草津市野路東４丁目14番20―2011号
債務者　草場　　徹
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４８号
滋賀県甲賀市水口町西林口１番63―310号
債務者　澤田　　進
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０号
鳥取県鳥取市寿町791番地８　岩田アパート１－１号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂５丁目３番６号
債務者　田村　拓哉
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野631番地１、住民票上の住所鳥取県鳥取市鹿野町鹿野619番地１
債務者　谷口　勝代
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富999番地12
債務者　山田　　宏
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富999番地12
債務者　山田　麻美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
広島市安佐南区西原５丁目６番32―７号
債務者　岡田惠美子
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１号
広島県三原市皆実４丁目９番９号
債務者　岡本　昌宏
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４号
徳島県阿南市日開野町居内202番地３　石川マンション202号室、旧住所和歌山県那賀郡岩出町大字山169番地の７
債務者　藤田　美香（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１３号
高知県室戸市領家15番地19
債務者　向井ヒフミ
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
沖縄県島尻郡南風原町字大名126番地　サンハイツ光202
債務者　仲地　一貴
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９４号
沖縄県島尻郡南風原町字大名126番地　サンハイツ光202
債務者　仲地　柴子（旧姓安里）
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０７号
沖縄県中頭郡西原町字翁長851番地メゾン坂田303
債務者　平良　　斉
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０９号
沖縄県中頭郡西原町字翁長670番地の５豊和マンション405号
債務者　玉寄　　斉
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４０７号
長野市西和田２丁目23番37号、前住所長野県上田市住吉247番地２内樹マンション301号
債務者　西澤　敬三
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
長野県上高井郡小布施町大字雁田958番地
債務者　堀込美佐子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
長野県上伊那郡南箕輪村6770―２木ノ島方、住民票上の住所長野県岡谷市掘ノ内１丁目６番20号
債務者　宮澤　英知
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
長野地方裁判所伊那支部